

令和6年第4回中間市議会定例会会期日程

(会期 11月26日～12月12日：17日間)

月	日	曜	本 会 議	委員会	審 査 事 項
11月	26日	火	開 議 午前10時		1. 会期の決定 2. 同意案第4号 3. 諮問第3号 4. 承認第9号・承認第10号 5. 第47号議案～第56号議案 「 議案上程・提案理由説明 」 「 質疑・討論・採決 」
11月	27日	水	休 会		
11月	28日	木	開 議 午前10時		1. 一般質問 2. 承認第9号・承認第10号 3. 第47号議案～第55号議案 [質疑・討論・採決・委員会付託]
11月	29日	金	休 会		
11月	30日	土	休 会		
12月	1日	日	休 会		
12月	2日	月	休 会	委員会	
12月	3日	火	休 会	委員会	
12月	4日	水	休 会	委員会	
12月	5日	木	休 会	委員会	
12月	6日	金	休 会	委員会	
12月	7日	土	休 会		
12月	8日	日	休 会		
12月	9日	月	休 会		
12月	10日	火	休 会		
12月	11日	水	休 会		
12月	12日	木	開 議 午前10時		1. 第47号議案～第55号議案 2. 意見書案第10号・意見書案第11号 「 提案理由説明・委員長報告 」 「 質疑・討論・採決 」

諸 般 の 報 告

第4回中間市議会定例会

令和6年11月26日

(報告書の受領)

1. 地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条第1項の規定により、教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価の結果報告書を、令和6年10月9日付で教育長から受領した。
2. 地方自治法第235条の2第3項の規定により、各会計の例月出納検査結果報告書を令和6年10月3日、8日、11月5日、11日、18日付で監査委員から下記のとおりそれぞれ受領した。

記

- | | |
|-----------------------|------------|
| (1) 令和6年度一般会計及び特別会計等 | 令和6年6月～9月分 |
| (2) 令和6年度中間市水道事業会計 | 令和6年6月～9月分 |
| (3) 令和6年度中間市公共下水道事業会計 | 令和6年4月～9月分 |

3. 地方自治法第199条第9項の規定により、定期監査結果報告書を、令和6年10月31日付で監査委員から下記のとおり受領した。

記

- | | |
|-------------|-------|
| (1) 公共施設管理課 | 令和3年度 |
| | 令和4年度 |
| | 令和5年度 |

4. 地方自治法第199条第7項の規定により、財政援助団体監査報告書を、令和6年11月11日付で監査委員から下記のとおり受領した。

記

(1) 公益社団法人中間市シルバー人材センター	令和3年度
	令和4年度
	令和5年度

(意見書の提出)

5. 令和6年9月26日の本会議で可決された下記の意見書を、同日付で関係機関に対してそれぞれ送付した。

記

- (1) 国民健康保険への国庫負担の増額で、応益割課税の廃止を求める意見書
- (2) 生活保護の夏季加算の制度化を求める意見書

議事日程(第1号)

令和6年11月26日 午前10時00分開会

- 日程第 1 会期の決定
- 日程第 2 同意案第4号 固定資産評価審査委員会委員の選任について
(日程第2 提案理由説明・質疑・討論・採決)
- 日程第 3 諮問第3号 人権擁護委員候補者の推薦について
(日程第3 提案理由説明・質疑・討論・採決)
- 日程第 4 第56号議案 損害賠償の額を定め、和解することについて
(日程第4 提案理由説明・質疑・討論・採決)
- 日程第 5 承認第9号 専決処分を報告し、承認を求めることについて
(令和6年度中間市一般会計補正予算(第4号))
(日程第5 提案理由説明)
- 日程第 6 承認第10号 専決処分を報告し、承認を求めることについて
(中間市重度障がい者医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例)
(日程第6 提案理由説明)
- 日程第 7 第47号議案 令和6年度中間市一般会計補正予算(第5号)
- 日程第 8 第48号議案 令和6年度中間市特別会計国民健康保険事業補正予算(第3号)
- 日程第 9 第49号議案 令和6年度中間市介護保険事業特別会計補正予算(第2号)
- 日程第10 第50号議案 令和6年度中間市後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)
(日程第7～日程第10 提案理由説明)
- 日程第11 第51号議案 中間市議会議員及び長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第12 第52号議案 中間市個人情報の保護に関する法律施行条例等の一部を改正する条例
- 日程第13 第53号議案 中間市地域包括支援センターの職員等に係る基準を定める条例の一部を改正する条例
- 日程第14 第54号議案 中間市立小学校及び中学校設置条例の一部を改正する条例
(日程第11～日程第14 提案理由説明)

日程第15 第55号議案 中間市コミュニティ広場・学校再編検討委員会条例
(日程第15 提案理由説明)

日程第16 会議録署名議員の指名

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

出席議員 (16名)

1番 小林 信一君	2番 堀田 克也君
3番 田口 善大君	4番 蛙田 忠行君
5番 柴田 芳信君	6番 田口 澄雄君
7番 山本 慎悟君	8番 安田 明美君
9番 掛田るみ子君	10番 中尾 淳子君
11番 阿部伊知雄君	12番 大和 永治君
13番 柴田 広辞君	14番 下川 俊秀君
15番 井上 太一君	16番 中野 勝寛君

欠席議員 (0名)

欠 員 (0名)

説明のため出席した者の職氏名

市長 ……………	福田 浩君	副市長 ……………	田代 謙介君
教育長 ……………	蔵元 洋一君	総務部長 ……………	後藤 謙治君
未来創造部長 ……	井上 篤君	未来創造部参事 …	村上 智裕君
市民部長 ……………	北原 鉄也君	保健福祉部長 ……	冷牟田 均君
福祉事務所長 ……	岩切 伸一君	教育部長 ……………	清水 秀一君
建設産業部長 ……	白石 和也君		
環境上下水道部長 ……………			亀井 誠君
消防長 ……………	高野 智宏君	総務課長 ……………	久野 朋博君
財政課長 ……………	持田 将一君		
選挙管理委員会事務局長 ……………			久場康三郎君
公共施設管理課長 ……………			熊谷憲一郎君
人権男女共同参画課長 ……………			石井 浩司君

介護保険課長 …… 向 貴幸君 健康増進課長 …… 八汐 雄樹君
教育総務課長 …… 山口 研治君 建設課長 …… 小土井 崇君
消防本部次長 …… 上本 聡君

事務局出席職員職氏名

事務局長 志垣 憲一君 書 記 熊谷 浩二君
書 記 山本 和美君 書 記 黒川美寿穂君

午前 10 時 00 分開会

○議長（中野 勝寛君）

おはようございます。ただいまの出席議員は 16 名で、定足数に達しております。これより、令和 6 年第 4 回中間市議会定例会を開会し、直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付しておりますので、ご了承をお願いいたします。

この際、日程に入ります前に、諸般の報告を行います。報告事項は、お手元に配付しております。朗読は、省略したいと思っておりますので、ご了承をお願いいたします。

なお、本日の議案等の朗読は、省略したいと思っておりますので、ご了承をお願いいたします。

日程第 1. 会期の決定

○議長（中野 勝寛君）

これより、日程第 1、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。今期定例会の会期は、お手元の会期日程表のとおり、本日から 12 月 12 日までの 17 日間といたしたいと思っておりますが、これにご異議はありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（中野 勝寛君）

ご異議なしと認めます。よって、今期定例会の会期は 17 日間と決しました。

日程第 2. 同意案第 4 号

○議長（中野 勝寛君）

次に、日程第 2、同意案第 4 号、固定資産評価審査委員会委員の選任についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。福田市長。

○市長（福田 浩君）

同意案第 4 号、固定資産評価審査委員会委員の選任について、提案理由を申し上げます。

本市の固定資産評価審査委員会委員であります坂口充笑氏の任期が本年 12 月 25 日で満了となりますことから、固定資産の評価について学識経験を有しておられます同氏を引き続き選任いたしたく、地方税法第 423 条第 3 項の規定により、議会の同意を求めるものでございます。

なお、坂口氏の任期につきましては、令和 6 年 12 月 26 日から令和 9 年 12 月 25 日までの 3 年間でございます。ご同意のほど、よろしくお願い申し上げます。

○議長（中野 勝寛君）

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（中野 勝寛君）

質疑なしと認めます。

お諮りいたします。ただいま議題となっております同意案第4号は、委員会の付託を省略したいと思いますが、これにご異議はありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（中野 勝寛君）

ご異議なしと認め、委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（中野 勝寛君）

討論なしと認めます。

これより、同意案第4号、固定資産評価審査委員会委員の選任についてを採決いたします。この採決は電子表決により行います。

委員の選任を同意することについて賛否の表決を求めます。ボタンを押してください。

（賛成・反対ボタンにより電子表決）

○議長（中野 勝寛君）

押し間違いはありませんか。——なしと認め、確定いたします。

全員賛成であります。よって、同意案第4号は、これに同意することに決しました。

日程第3 諮問第3号

○議長（中野 勝寛君）

次に、日程第3、諮問第3号、人権擁護委員候補者の推薦についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。福田市長。

○市長（福田 浩君）

諮問第3号、人権擁護委員候補者の推薦について、提案理由を申し上げます。

本市の人権擁護委員であります高橋洋氏のご退任されました。同氏におかれましては、2年7か月にわたってご活躍いただき、そのご尽力につきましては、深く感謝いたしているところでございます。

つきましては、法務大臣から福岡法務局長を通じ、後任候補者の推薦依頼がございましたので、後任といたしまして、社会的信望も厚く、基本的人権の擁護という重要な活動に強い関心と熱意を持っておられる楫山秀二氏を候補者として推薦いたしたく、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の意見を求めるものでございます。

なお、楫山氏の任期につきましては、令和7年4月1日から令和10年3月31日までの3年間の予定でございます。ご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

○議長（中野 勝寛君）

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（中野 勝寛君）

質疑なしと認めます。

お諮りいたします。ただいま議題となっております諮問第3号は、委員会の付託を省略したいと思いますが、これにご異議はありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（中野 勝寛君）

ご異議なしと認め、委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（中野 勝寛君）

討論なしと認めます。

これより、諮問第3号、人権擁護委員候補者の推薦についてを採決いたします。この採決は電子表決により行います。

候補者を適任と認めることについて賛否の表決を求めます。ボタンを押してください。

（賛成・反対ボタンにより電子表決）

○議長（中野 勝寛君）

押し間違いはありませんか。——なしと認め、確定いたします。

全員賛成であります。よって、諮問第3号は、適任と認めることに決しました。

日程第4. 第56号議案

○議長（中野 勝寛君）

次に、日程第4、第56号議案、損害賠償の額を定め、和解することについてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。福田市長。

○市長（福田 浩君）

第56号議案、損害賠償の額を定め、和解することについて、提案理由を申し上げます。

今月3日午前10時30分頃、相手方車両が中間市道御館・通谷線の交差点を左折中に、舗装の損傷により生じた穴に左前輪が落ち、当該箇所のホイール及びホイールカバーを損傷する事故が発生いたしました。

本件事故に係る損害を賠償するに当たりましては、損害賠償の額を損害保険会社が認定した7,712円とし、和解することにつきまして、相手方と協議が整いましたことから、

地方自治法第96条第1項第12号及び第13号の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

なお、損害賠償金7,712円につきましては、損害保険会社から相手方に直接支払うこととなっております。ご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

○議長（中野 勝寛君）

これより質疑に入ります。質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

○議長（中野 勝寛君）

質疑なしと認めます。

お諮りいたします。ただいま議題となっております第56号議案は、委員会の付託を省略したいと思っておりますが、これにご異議はありますか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（中野 勝寛君）

ご異議なしと認め、委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。討論はありますか。

（「なし」の声あり）

○議長（中野 勝寛君）

討論なしと認めます。

これより、第56号議案、損害賠償の額を定め、和解することについてを採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することにご異議はありますか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（中野 勝寛君）

ご異議なしと認めます。よって、第56号議案は原案のとおり可決されました。

日程第5 承認第9号

○議長（中野 勝寛君）

次に、日程第5、承認第9号、専決処分を報告し、承認を求めることについて（令和6年度中間市一般会計補正予算（第4号））を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。福田市長。

○市長（福田 浩君）

承認第9号、令和6年度中間市一般会計補正予算（第4号）につきましては、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分といたしましたので、同条第3項の規定によりご報告いたします。

今回の補正予算は、10月9日に衆議院が解散され、衆議院議員総選挙が行われたことに伴うものでございます。総選挙は、10月15日に公示、10月27日に投開票とされたため、至急選挙の準備を行う必要があり、議会を招集する時間的余裕がなかったことから、選挙の実施に要する経費を計上した補正予算を先月9日付けで専決処分したものでございます。

具体的な補正予算の内容でございますが、歳出の主なものにつきましては、投開票における管理者、立会人等の報酬に100万円、投開票に従事する職員の手当に510万円、会計年度任用職員の人件費に200万円、投票所入場券郵送料等の通信運搬費に310万円、投票用紙自動交付機等の備品購入費に50万円を計上し、総額1,644万5,000円の予算措置を行っております。これらの歳出の財源として充当いたします歳入予算につきましては、国からの衆議院議員総選挙委託金を計上しており、備品購入費の一部を除き、本市の財政負担は生じないものとなっております。

以上により、歳入歳出それぞれ1,644万5,000円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ194億9,435万3,000円としたものでございます。

ご審議の上、ご承認賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（中野 勝寛君）

ただいま議題となっております承認第9号に対する質疑は、11月28日の本会議で行いますので、ご了承をお願いいたします。

日程第6．承認第10号

○議長（中野 勝寛君）

次に、日程第6、承認第10号、専決処分を報告し、承認を求めることについて（中間市重度障がい者医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。福田市長。

○市長（福田 浩君）

承認第10号、中間市重度障がい者医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例につきましては、子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令が本年9月20日に公布されたことにより、条例を改正する必要が生じましたが、政令の施行日が本年10月1日でありましたことから、地方自治法第179条第1項の規定により、9月30日付けで専決処分といたしましたので、同条第3項の規定により市議会に報告し、承認を求めるものでございます。

条例改正の内容といたしましては、全ての受給者の所得制限を撤廃するものでございます。

なお、条例の施行日につきましては、政令の施行日に合わせ、令和6年10月1日とい

たしております。

ご審議の上、ご承認賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（中野 勝寛君）

ただいま議題となっております承認第10号に対する質疑は、11月28日の本会議で行いますので、ご了承をお願いいたします。

日程第 7. 第47号議案

日程第 8. 第48号議案

日程第 9. 第49号議案

日程第10. 第50号議案

○議長（中野 勝寛君）

次に、日程第7、第47号議案から日程第10号、第50号議案までの補正予算4件を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。福田市長。

○市長（福田 浩君）

第47号議案、令和6年度中間市一般会計補正予算（第5号）について、提案理由を申し上げます。

今回の補正の主な内容について、まず歳出からご説明いたします。

性質別経費につきましては、人件費におきまして、職員数の増加を含めた人事異動等に伴う款項ごとの過不足の内部調整といたしまして、総額1億4,050万円を増額いたしております。

次に、目的別経費につきましては、総務費におきまして、環境負荷の低減とその周知を目的とした取組として、電動公用車の導入経費に310万円を、前年度の国県支出金の金額確定に伴う返還金等に5,000万円をそれぞれ計上する一方で、事業の財源調整のため、財政調整基金積立金を1億9,290万円減額いたしております。また、県知事選挙が来年3月23日に実施されることが決定いたしましたことから、選挙執行経費に720万円を計上いたしております。

民生費におきましては、給付費の増加に伴いまして、障がい者福祉サービスに係る扶助費を4,750万円、子ども医療費を1,360万円、ひとり親家庭等医療費を730万円、養育医療費を660万円、それぞれ追加計上いたしております。また、特別会計繰出金につきましては、国庫補助金等の歳入の追加計上に伴いまして、特別会計国民健康保険事業繰出金を50万円、後期高齢者医療特別会計繰出金を80万円それぞれ減額する一方で、人件費の増額等に伴いまして、介護保険事業特別会計繰出金を410万円増額いたしております。

衛生費におきましては、汚水処理施設共同整備事業につきまして、前処理施設建設に係る追加の調査及び設計費の上乗せが必要となったことに伴いまして、MICS事業負担金に120万円を追加計上いたしております。

消防費におきましては、近年頻発する災害への備え及びその啓発を目的として、非常用持出袋を全戸配布する経費に700万円を計上いたしております。

教育費におきましては、小中学校の教師用指導書の購入費に1,000万円を、いただいた寄附を財源とするなかま夢応援奨学基金への積立金に200万円をそれぞれ追加計上いたしております。また、債務負担行為の補正といたしましては、中学校施設の整備に向け、現状における課題を洗い出し、費用やスケジュールを踏まえた現実的な配置計画案としての実施計画を策定するための委託料3,450万円につきまして、委託期間が来年度までに及ぶことから、本年度からの債務負担行為として追加設定するものでございます。

次に、歳入におきましては、国庫支出金におきまして、障害者自立支援給付費負担金2,370万円、子育て支援施設等利用費給付金520万円をはじめとして、合計3,390万円を計上いたしております。

県支出金におきましては、障害者自立支援給付費負担金1,180万円、子ども医療費補助金720万円、県知事選挙執行経費交付金750万円をはじめとして、合計3,770万円を計上いたしております。寄附金におきましては、遺贈による寄附金として260万円を計上しており、先ほどご説明いたしました電動公用車の導入経費の財源として活用させていただきたいと考えております。また、同じく先ほどご説明いたしました教育費に対する寄附金といたしまして、200万円を計上いたしております。諸収入におきましては、後期高齢者医療市町村療養給付費負担金の前年度分の精算に伴う返還金として3,250万円を計上いたしております。

以上により、歳入歳出それぞれ1億900万1,000円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ196億335万4,000円とするものでございます。

次に、第48号議案、令和6年度中間市特別会計国民健康保険事業補正予算（第3号）について、提案理由を申し上げます。

歳出の内容といたしましては、令和5年度に交付を受けております福岡県国民健康保険普通交付金の額の確定等に伴い、過大交付分の返還金を690万円追加いたしております。

次に、歳入の主な内容といたしましては、マイナンバーカードと健康保険証の一体化に伴う国民健康保険システムの改修事業に対して補助金が交付されることから、国庫補助金を50万円、令和5年度に交付を受けております特定健康診査等負担金が事業費の確定に伴い追加交付されることから、県補助金を240万円それぞれ追加いたしております。また、国庫補助金の増額補正に伴い、一般会計繰入金を50万円減額いたしております。

以上により、歳入歳出それぞれ693万3,000円を追加し、予算の総額を歳入歳出

それぞれ54億5,976万9,000円とするものでございます。

次に、第49号議案、令和6年度中間市介護保険事業特別会計補正予算（第2号）について、提案理由を申し上げます。

まず、保険事業勘定の歳出といたしまして、総務管理費におきまして、職員人件費を200万円増額するとともに、包括的支援事業・任意事業費におきまして、扶助費の増額や職員人件費の増額により1,100万円を増額いたしております。

また、歳入といたしまして、地域支援事業に係る国庫補助金を420万円、県補助金を210万円、地域支援事業や職員給与等の一般会計からの繰入金金を410万円、前年度繰越金を250万円増額いたしております。

次に、介護サービス事業勘定の歳出といたしまして、居宅介護支援事業費におきまして、会計年度任用職員の人件費を40万円増額いたしております。

また、歳入といたしまして、前年度繰越金を40万円増額いたしております。

以上により、歳入歳出それぞれ1,352万2,000円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ51億7,992万3,000円とするものでございます。

次に、第50号議案、令和6年度中間市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について、提案理由を申し上げます。

まず、歳出の主な内容といたしましては、職員人件費を総額150万円増額し、福岡県後期高齢者医療広域連合への納付金を80万円増額いたしております。

次に、歳入の内容といたしましては、福岡県後期高齢者医療広域連合からの前年度決算剰余金による事務費負担金返還金を320万円増額し、一般会計からの事務費繰入金を80万円減額いたしております。

以上により、歳入歳出それぞれ236万3,000円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ9億7,282万7,000円とするものでございます。ご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

○議長（中野 勝寛君）

ただいま議題となっております補正予算4件に対する質疑は、11月28日の本会議で行いますので、ご了承をお願いいたします。

日程第11. 第51号議案

日程第12. 第52号議案

日程第13. 第53号議案

日程第14. 第54号議案

○議長（中野 勝寛君）

次に、日程第11、第51号議案から日程第14号、第54号議案までの条例改正4件

を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。福田市長。

○市長（福田 浩君）

第51号議案、中間市議会議員及び長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例について、提案理由を申し上げます。

今回の条例改正は、公職選挙法施行令の一部を改正する政令が令和4年4月6日に施行され、国政選挙における選挙運動に係る経費につきまして、単価及び限度額が見直されたことに伴うものでございます。

条例改正の主な内容といたしましては、本市が実施する市議会議員及び市長の選挙において選挙運動に使用する自動車の使用及び選挙運動用ポスターの作成にかかる費用について、単価及び限度額を政令で定める額と同額に引き上げるものでございます。また、用字用語の見直しも併せて行っております。今回の改正で選挙公営の拡大を図ることにより、本市が実施する市議会議員及び市長の選挙における立候補の環境を改善し、その目的である金のかからない選挙の実現に資するものと思料しております。

なお、条例の施行日につきましては、令和7年4月1日といたしております。

次に、第52号議案、中間市個人情報の保護に関する法律施行条例等の一部を改正する条例について、提案理由を申し上げます。

今回の条例改正は、刑法等の改正により、懲役及び禁錮が廃止され、拘禁刑が創設されることに伴い、関連する複数の条例を一括して改正するものでございます。

条例改正の主な内容といたしましては、まず、本市が条例で科している刑罰につきまして、法と同様に懲役から拘禁刑に改めるものでございます。

次に、人の資格に関する規定、いわゆる欠格条項につきまして、拘禁刑以上の刑に処せられていることを失格の要件とするものでございます。また、条例の改正前の行為に対する罰則の適用等につきまして、所要の経過措置を設けております。

なお、条例の施行日につきましては、法改正の施行の日といたしております。

次に、第53号議案、中間市地域包括支援センターの職員等に係る基準を定める条例の一部を改正する条例について、提案理由を申し上げます。

今回の条例改正は、介護保険法施行規則及び指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準の一部を改正する省令が施行されたことに伴い、介護保険法において条例で定めるものとされている地域包括支援センターに係る基準を見直す必要が生じたことによるものでございます。

条例改正の主な内容といたしましては、地域包括支援センターの職員配置基準について、職員配置の柔軟化を目的として、いわゆる常勤換算方法によることや一定の条件を満たし

た場合に、市町村の判断でいわゆる3職種を配置する数を調整することが可能となるよう介護保険法施行規則が改正されましたところ、介護保険法及び同規則において、市町村は条例を定めるに当たってこれに従うべきとされていることから、同様の基準に改めるものでございます。

なお、条例の施行日につきましては、公布の日といたしております。

次に、第54号議案、中間市立小学校及び中学校設置条例の一部を改正する条例について、提案理由を申し上げます。

今回の条例改正は、義務教育の目標を定め、各学校種の目的及び教育の目標を見直すこと等について規定された学校教育法等の一部を改正する法律の施行により、中間市立小学校及び中学校設置条例において引用している条文の条項ずれが生じておりますことから、引用する条を改正するものでございます。

なお、条例の施行日につきましては、公布の日といたしております。ご審議のほど、よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（中野 勝寛君）

ただいま議題となっております条例改正4件に対する質疑は、11月28日の本会議で行いますので、ご了承をお願いいたします。

日程第15. 第55号議案

○議長（中野 勝寛君）

次に、日程第15、第55号議案、中間市コミュニティ広場・学校再編検討委員会条例を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。福田市長。

○市長（福田 浩君）

第55号議案、中間市コミュニティ広場・学校再編検討委員会条例について、提案理由を申し上げます。

この条例は、コミュニティ広場の再編及び市立小中学校の再編が本市における喫緊の課題であり、かつ、その規模及び性質に照らし本市の将来に重大な影響を及ぼすものであることに鑑み、専門的な知見、市民の意見等を聴取し、適切にこれらに対応するため、中間市コミュニティ広場・学校再編検討委員会を設置すること及びその組織、運営等について必要な事項を定めるものでございます。この委員会は、コミュニティ広場の再編に関する基本構想の策定に係る市長からの諮問又は市立小中学校の再編に関する学校施設の整備手法に係る教育委員会からの諮問に応じ調査、審議及び答申を行う市長及び教育委員会の附属機関として、この条例で新たに設置するものであり、専門的な知見や市民の意見を構想等に反映させるため、教育関係者、市内各種団体の関係者等をその委員として委嘱するこ

とを予定しております。

また、市長部局と教育委員会が連携することについてもこの条例で規定しており、これらにより、コミュニティ広場の再編及び市立小中学校の再編という喫緊かつ重要な課題の解決に向け、状況を大きく前進させることができるものと思料しております。

なお、非常勤の特別職職員である委員に対しては、地方自治法の規定により、条例の定めるところにより報酬を支給する必要がありますことから、附則において中間市特別職職員の給与等に関する条例を併せて改正して報酬を支給することとし、その額につきましては、本市における他の委員会の委員の報酬額との均衡を考慮し、4,200円といたしております。

また、条例の施行日につきましては、令和7年1月1日といたしております。ご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

○議長（中野 勝寛君）

ただいま議題となっております第55号議案に対する質疑は、11月28日の本会議で行いますので、ご了承をお願いいたします。

日程第16. 会議録署名議員の指名

○議長（中野 勝寛君）

これより、日程第16、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第85条の規定により、議長において柴田芳信議員及び柴田広辞議員を指名いたします。

○議長（中野 勝寛君）

以上で、本日の日程は全て終了いたしましたので、本日は、これにて散会いたします。

午前10時31分散会

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する

議 長 中 野 勝 寛

議 員 柴 田 芳 信

議 員 柴 田 広 辞